

TEPCO

業務用季節別時間帯別電力2型約款 [高 圧]

2025年4月1日実施

東京電力エナジーパートナー株式会社



34AK12X0000068



料金その他の供給条件の内容

略いたします。

業務用季節別時間帯別電力2型（経過措置）

1 対象となるお客さま

この業務用季節別時間帯別電力2型約款〔高圧〕（以下「この供給条件」といいます。）は、電気需給約款〔特別高圧・高圧〕（以下「需給約款」といいます。）の業務用季節別時間帯別電力の対象となる需要で、当社との協議が調ったものに適用いたします。

2 供給条件の変更

(1) 当社は、次の場合には、この供給条件を変更することがあります。この場合、当社は、実施期日および変更後の業務用季節別時間帯別電力2型約款〔高圧〕について、相当な予告期間において、電磁的方法により周知するものとし、実施期日以降の電気料金その他の供給条件は、契約期間満了前であっても、変更後の業務用季節別時間帯別電力2型約款〔高圧〕によります。

イ 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この供給条件を変更する必要がある場合

ロ 電源の調達価格の高騰その他経済情勢の変化等の合理的な理由により、当社がこの供給条件を変更する必要があると判断した場合

(2) 当社は、この供給条件を変更しようとする場合、変更しようとする事項について、その変更に関連して、契約締結前交付書面を交付し、または電磁的方法により提供し、説明いたします。

また、変更した事項、この供給条件を変更した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地について、この供給条件の変更後遅滞なく、契約締結後交付書面を交付し、または電磁的方法により提供いたします。

なお、その他の事項については、原則として契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付または電磁的方法による提供ならびに説明を省

(2) 契約電力が500キロワット未満の場合

イ 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

(イ) 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

(ロ) 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約受電設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

ロ 需給約款の自家発補給電力Aと同一計量される場合で、自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Aの供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家

3 季節区分および時間帯区分

(1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ ピーク 時間

夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、別表（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

ロ 昼 間 時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間および別表（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

ハ 夜 間 時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

4 契約電力

契約電力は、次によって定めます。

(1) 契約電力が500キロワット以上の場合

イ 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

ロ 需給約款の自家発補給電力Aと同一計量される場合で、自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Aの供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

(3) 契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力を(1)によってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、(2)によって定めます。

5 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、需給約款別表2（料金その他の供給条件についての経過措置）(15)イ(ホ)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

(1) 基本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（7〔その他〕(1)の予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	2,220円00銭
---------------	-----------

(2) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ ピーク 時間

1キロワット時につき	20円39銭
------------	--------

ロ 昼 間 時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。



	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	19円79銭	18円58銭

ハ 夜間時間

1キロワット時につき	15円35銭
------------	--------

(3) 力率割引および割増し

イ 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ロ 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

6 契約期間

契約期間は、次によります。

- (1) 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、2025年度の末日までといたします。
- (2) お客様の需要場所が電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、(1)にかかわらず、原則として当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

- 5 -

附 則（実施期日）

この供給条件は、2025年4月1日から実施いたします。

- 7 -

7 その他

- (1) お客様が希望される場合は、需給約款の業務用季節別時間帯別電力に準じ、需給約款の予備電力を契約することができます。ただし、この場合の予備電力の基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

イ 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線については、需給約款の業務用季節別時間帯別電力の該当料金の5パーセント、予備電源については、需給約款の業務用季節別時間帯別電力の該当料金の10パーセントに相当するものを適用いたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、5（料金）(2)を常時供給分の該当料金として算定いたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

- (2) その他の事項については、需給約款の業務用季節別時間帯別電力にかかわる規定を準用するものといたします。

- 6 -

別 表（休日等）

この供給条件において、休日等とは、次の日をいいます。

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

1月2日

1月3日

4月30日

5月1日

5月2日

12月30日

12月31日

- 8 -

